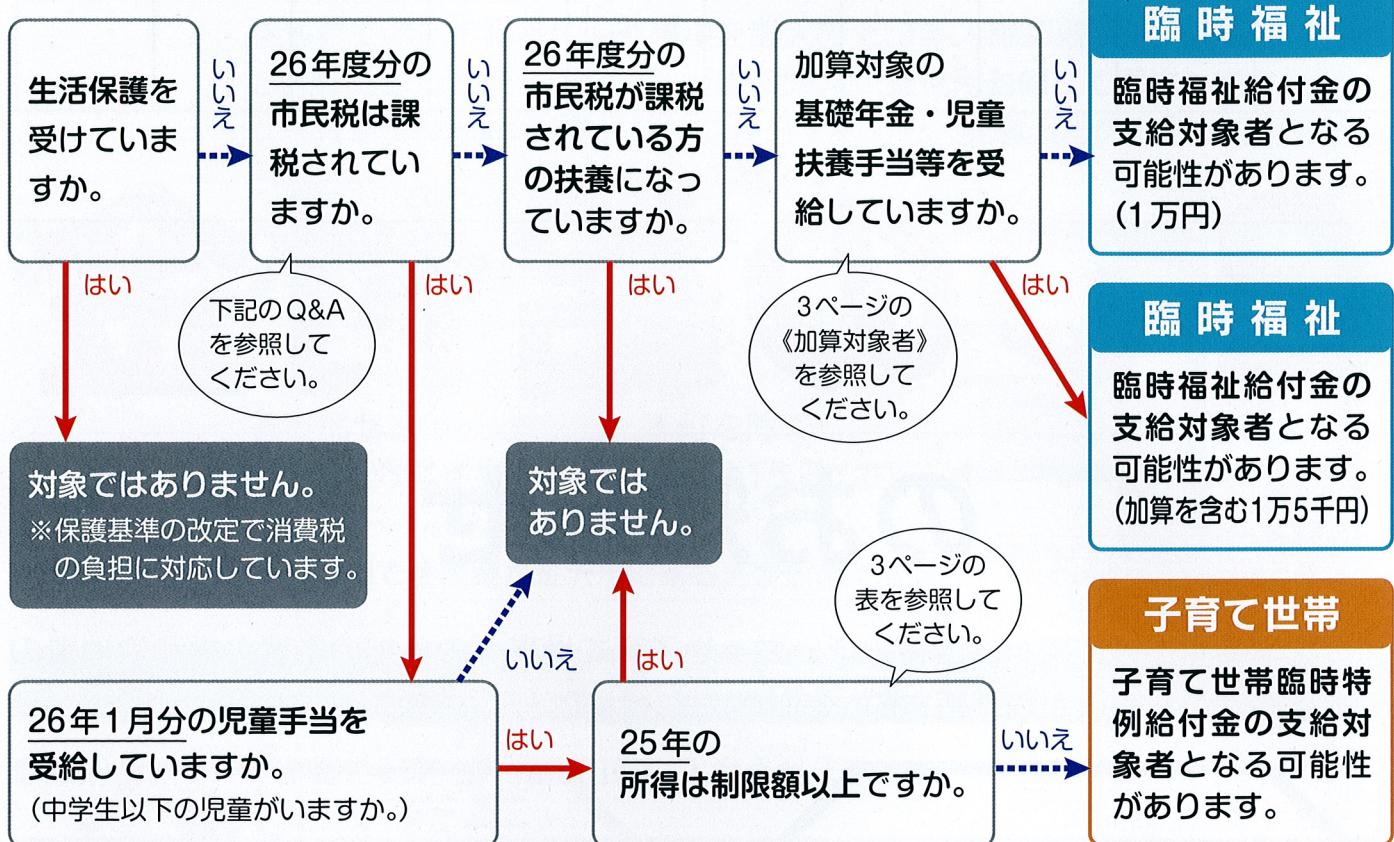


対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日です。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。ご不明な点は4ページの問い合わせ先までお問い合わせください。

Q 自分が市民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

A 例えば、

- ・ご自身の給与支給明細書の「住民税(市民税)」の項目に課税額が記載されている場合
- ・6月中旬に、お住まいの市区町村から市民税の納税通知書が届いた場合には、基本的に市民税が課税されています。

Q

&

A

Q 基準日(平成26年1月1日)の翌日以降に引っ越しした場合の給付金の受取はどうなりますか？

A 今回の2つの給付金は基準日時点で住民票のある市区町村から給付金が支給されます。具体的な申請期間や手続については、基準日時点でお住まいの市区町村にお問い合わせください。

Q 基準日(平成26年1月1日)以降に生まれた方や亡くなられた方は給付金の対象になりますか。

A [臨時福祉給付金]

基準日に生まれた方は給付金の対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も、臨時福祉給付金の対象にはなりません。

[子育て世帯臨時特例給付金]

基準日に生まれた児童は対象児童となります。基準日の翌日以降に生まれた児童は対象児童となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた児童も子育て世帯臨時特例給付金の対象児童にはなりません。